

連合婦人会奨学事業に係る寄附受納及び基金取り崩しについて

1 議案の内容

この度、連合婦人会が所管する「姫路市連合婦人会一日一円感謝きょ金運動の会」より連合婦人会奨学金受給対象者の拡大のため、1,000万円の寄附について申出があり、この寄附金を姫路市奨学学術振興基金に積立て、利子だけでなくその元金についても交通遺児等を対象とした連合婦人会奨学金の原資に充ててほしいとの要望があった。

このため、令和5年度に寄附金を受け入れるとともに、その元金及び利子について基金を取り崩して運用し、連合婦人会奨学金の採用枠を拡大したい。

2 連合婦人会奨学金採用枠について

連合婦人会奨学金については、基金の利子収入の範囲内において、直近10年間では毎年2名程度の新規採用を行ってきた。

令和5年度以降については、従来の採用枠を1名増員して毎年3名程度の新規採用を行いたい。